

附属書

自然人の移動についての日本国の特定の約束

第A部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができるとができる。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

A 短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公

衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九十日を超えない期間滞在するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。

B 企業内転勤者

1 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国内においてサービスを提供するシンガポールの法人又は日本国内において投資を行うシンガポールの企業によって雇用されているシンガポールの自然人であつて、当該法人及び企業が所有し又は支配し、かつ、日本国において設立され又は登録された支店、法人又は企業に転任する者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

- (a) 長として支店を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として法人又は企業を管理する活動
- (c) 法人又は企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学（情報通信技術を含む。）に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(d)及び(e)にいう自然科学及び人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1にいう自然人が、原則として大学教育（学士号）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学及び人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたりシンガポールの法人によって雇用され又は当該法人の社員であるシンガポールの自然人であつて、日本国に転任した後に当該法人に戻る者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が自然人としてのみ従事することができ、被雇用者としては従事することができない次のいずれかの自由職業サービス活動に従事する場合に限る。

- (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談
- (c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第B部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができるとができる。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

A 投資家

日本国において事業の経営を開始し若しくは日本国における事業に投資してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされ

ている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

B 日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて行う工学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

自然人の移動についてのシンガポールの特定の約束

定義

シンガポールの特定の約束について、

(a) 「経営者」とは、組織又は組織の一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被雇用者の活動を監督し及び管理し、雇用及び解雇又は昇進及び休暇許可その他人事に

関する行為を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使する組織内の自然人をいう。「経営者」には、監督する被雇用者が専門家である場合を除き、現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供又は投資財産の運営に必要な業務を行う被雇用者を含まない。

(b) 「役員」とは、主として組織の経営を管理し、意思決定において幅広い裁量を行使し、より上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受ける組織内の自然人をいう。役員は、サービスの実際の提供又は投資財産の運営に関する業務は直接行わない。

(c) 「専門家」とは、高度の水準の専門知識を有し、かつ、組織の事業、研究設備、技術又は経営に関する財産的知識を有する自然人をいう。「専門家」には、免許を要する職業に従事する者を含むことができるが、これに限られない。

第A部

A 短期の商用訪問者

1 商用訪問者は、到着に際し、一箇月以内の最初の滞在が許可される。滞在は、申請に基づき、最大三箇月を限度として延長することができる。

2 「商用訪問者」とは、次のいずれかの目的のためにシンガポールに一時的に入国することを希望する日本国の自然人をいう。

(a) サービス又は物品の販売のための交渉であつて一般公衆に対する直接の販売を含まないもの

(b) 投資財産の設立

(c) 商用に関連する会議、セミナー又は講習会の運営又は参加

ただし、当該自然人がシンガポール国内から報酬を得ないこと及びシンガポールにおいて雇用又は居住を希望していないことを条件とする。

B 企業内転勤者

1 企業内転勤者の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「企業内転勤者」とは、経営者、役員又は専門家であつて、シンガポールにおいて設立された支店、子会社又は関係団体を通じ、シンガポール国内においてサービスを提供する日本国の法人又はシンガポール国内において投資を行う日本国の企業の被雇用者であり、かつ、許可の申請を行った日の直前の一

年以上の期間にわたり当該法人又は企業の日本国内の会社によって雇用されていた日本国の自然人をいう。

第B部

A 投資家

1 投資家の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度二年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「投資家」とは、相当な額の資本を投下してシンガポールにおいて企業を設立し、当該企業において経営者又は役員である日本国の自然人をいう。

B シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

1 シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき技術者として雇用される自然人の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2 「技術者」とは、受入れ可能な教育上の資格、経験及びその他の資格であってシンガポールにおいて

技術サービスを提供するためにシンガポールの国内法令に基づいて要求されるものを有する日本国の自然人をいう。